## 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 五

ヴィルヘルム・グレーナーと戦時社会政策

Ш 高

(3)(2) (1) ヴィルヘルム・グレーナーの生い立ち(開戦まで)……以上、本誌一二五号 大戦初期における軍部の社会政策 食糧政策………………………………以上、本誌一二六号 原料政策と兵器生産政策 マンパワー政策………………………以上、

はじめに

(4)**労使関係政策………………** 

.....以上、

本誌一二九号 本誌一二八号

四

ヒンデンブルク・プログラム

軍事庁と祖国補助勤務法

(a) 一九一六年前半の状況

(b) 軍指導部の交代

(c) ヒンデンブルク・プログラムの性格

(d)

陸軍省と重工業

次大戦中のドイツの国家社会政策 政府と労働組合

五

田

生

次大戦中のドイツの国家社会政策 쥞

- (2)軍事庁の設立とグレー ナー
- (a) 軍事庁の設立経緯
- (b) グレーナーの軍事庁長官任命

祖国補助勤務法案の作成………

以上、本号

(c)

(3)祖国補助勤務法案をめぐる討議

祖国補助勤務法のもとでの軍事庁

グレー ナーの失脚― 一むすび

Ŧ.

(4)

四 軍事庁と祖国補助勤務法

(1)一九一六年前半の状況 ヒンデンブルク・プログラム

開戦から一年半を経過した一九一五年末から一六年始めにかけて、ドイツをめぐる戦局は、

(a)

にのぼったが、しかし結局、フランス軍の粘り強い反撃のため決着をつけることができなかった。この年の七月 ダン要塞群の前方に大軍を集中し、一九一六年二月二一日に攻撃を開始した。 いた。 の圧倒的勝利にもかかわらず戦線は東西にわたって膠着状態におちいり、 て要塞をめぐる激しい争奪戦が繰り広げられ、双方の軍隊から大量の死傷者が出た。武器弾薬の消耗も記録的数 短期決戦に失敗したドイツ軍の参謀本部は、フランス軍の殲滅を目指して最後の決戦を試みるべくヴェル いよいよ長期戦の様相を見せはじめて 七月までのほぼ五ヶ月間にわたっ

に始まったソンムの会戦では、火炎放射器、三七ミリ砲等の最新兵器で装備された連合軍の反撃の前に、

ドイツ

緒戦でのドイツ軍

軍は予想を超えた苦戦を強いられ、局面打開のきっかけをつかむことができなかった。

内のあらゆる分野に現れたが、とりわけ経済部門の再編成が軍事力を規定する大きな要因として問題となった。 とを露呈し、そして戦争長期化への内政的対応が、急速に迫られていたことを示した。この緊急事態はドイツ国 九一六年前半の戦況は、開戦当初から短期戦の見通しのもとに立てられていた軍事政策が破綻をきたしたこ

ドイツの工業生産力は、 質賃金の低下、非軍需産業部門の経営不振と失業問題等がいよいよ逼迫化して、社会的緊張は急速に高まった。 してきた企業は不振に追い込まれた。とりわけ海上封鎖のため、繊維産業は原料の欠乏から壊滅的な打撃を受け 戦争によって大きな利益を得たのにたいし、戦時生産に容易に転換することができない企業と、外国貿易に依存 の利益をもたらしたわけでもなかった。軍需物資を生産する企業と国内か占領地域の原料を入手しやすい企業がの利益をもたらしたわけでもなかった。軍需物資を生産する企業と国内か占領地域の原料を入手しやすい企業が に戻った。しかしながらこの発展は、工業経済のあらゆる部門に均等に展開したわけではなかったし、また均等 商業部門も悲惨であった。これら戦時下での産業構造の編成替えのもとで、食糧不足問題、物価上昇と実 開戦時の軍事的動員による一時的な緊張状態を経て、一九一五年の夏には戦前のレベル

25

Luxemburg, 1870-1919) らの急進派の革命家が秘密結社スパルタクス団を結成し、社会民主党多数派や自由労働組 九一六年一月には、 「城内平和」策に反対する運動を展開し、遂に五月のメイ・デイをきっかけにルール地方で大規模な鉱山労 カール・リープクネヒト(Karl Liebknecht, 1871-1919)やローザ・ルクセンブルク

えるとき、この時期に一挙に突破口を切り開いて全面的勝利をつかむか、あるいは「勝利による講和」を行うか、 ドイツばかりでなく連合国側もそれぞれの内政的問題を抱えており、 戦争長期化のもたらすマイナス効果を考

働者ストライキが発生するまでにいたった。

第一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

間で交渉を行うというより基本的な問題が含まれていた。すでに戦時委員会の設置をめぐって同権の問題が重要 者は次第に激しくなってきた急進派の煽動から労働者の経済的利益をまもり、戦争協力と引き替えに政府、軍 の交代のもとで開戦以来の戦時指導体制の再編が試みられ、「祖国補助勤務法」体制に突入していくことになっ に参謀総長のファルケンハインの解任と、それに代わるヒンデンブルクとルーデンドルフの任命という軍指導部 いずれにせよ抜き差しならぬ状況に追い込まれていたのである。こうした状況を背景に、ドイツでは一六年八月 しかし他方で、この時期に社会的に大きな発言力と影響力を担うようになるのが労働組合である。 調停局、仲裁裁判所の設置を要求する方策をとったが、この要求には、同権の基礎の上に労働者と経営者の(②) 企業家から譲歩を獲得してきた。彼らは企業家との直接的衝突を巧みに回避し、むしろ労働者・職員委員

持っていたのである 等をめぐる要求とそれに真っ向から反対する重工業大企業家のヘル・イム・ハウゼの立場との対立をその根底に いら二つの要素を、これ以後のドイツの国家社会政策を規定する要因として考えることができるように思われ な役割を演じたことを見たが、戦争中の労働者と経営者の間の種々な衝突は、労働者階級の政治的及び社会的平 以上の状況から、 そこで以下においては、はじめに軍指導部の交代とそれに伴って提示される新しい軍事政策の方針としての われわれは一九一六年後半からの軍指導部の交代と労働組合指導部の社会的影響力の増大と

26

ヒンデンブルク・プログラムと、次に労働組合指導部の政策要求として結社法の改正とベルリン・ストライキに

たいする対応について考察する

- 1 Heinz Josef Varain, Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat—Die Politik der Generalkommission Vgl. Jürgen Kocka, Klassengesellschaft im Krieg—Deutsche Sozialgeschichte 1914-1918, Göttingen 1973, S. 21. unter der Führung Carl Legien (1890-1920), Düsseldorf 1956, S. 89. Eine Konferenz der Vertreter der
- 26. Jahrgang, Berlin 2. Dez. 1916, S. 512. Verbandsvorstände, in: Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands, Nr. 49
- (b) 軍指導部の交代
- ① ファルケンハインの解任

派に譲歩させ、右派を鎮めるために左派に譲歩させる政策は事実上不可能であった。そこでベートマンは、この イドともそれぞれベートマンが自分らの政策を支持するものと考えた。しかしこのような左派を鎮めるために右

政改革論者の相対立する要求の間に立って、どっちつかずの曖昧な態度をとり続けてきた。帝国議会では、

両サ

27

宰相ベートマン=ホルヴェーク(Theobald vom Bethmann-Hollweg, 1856-1921)は、開戦当初から併合主義者と内

の追落しと自分への批判の回避に利用したのであった。 ジレンマから逃れるために、当時巷間で囁かれていた一種の英雄待望論を背景にして、国内で最も人気のある人 として生まれてきたのだが、彼は大衆の間に見られた軍部への信頼と軍部独裁への期待を政敵ファルケンハイン 物の権威を利用しようとした。当時の英雄待望論はベートマンのどっちつかずの軟弱な態度にたいする政治不信

他方で、 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 もともとユンカーと重工業家の併合主義者の側からは、 五 ヒンデンブルクの登場を期待する声が多く聞

のプログラムの一部分にすぎなかったのである。併合主義者は、国内及び国際世論に押されて一九一六年一月に(~) か 狙いは、ベートマンをファルケンハインに置き換えることであって、その意味で、ヒンデンブルクの登用は彼ら れた。 彼らは、ファルケンハインをヒンデンブルクと置き換えようと欲した。しかし実は、 彼らのもら一つの

潜水艦作戦の一時停止を決定したベートマンの弱い政治を露骨に非難したが、この時期のベートマンの心中を支

配していたものは、ファルケンハインへの皇帝の信頼と彼の政治的野心にたいする警戒であった。(3) 九一六年まではファルケンハインに反対する動きは必ずしも活発ではなかったが、この年に入ると彼の威信

まれていくが、いずれにせよその原因が、一四年の秋以後ドイツの軍事的最高指導者としてのファルケンハイン する羽目に陥ったことなどたび重なる失策であった。こうして一六年の夏には対外的状況は重大な事態に追い込 艦作戦にたいする反対を取り下げたためアメリカの参戦を招くにいたったこと、七月に始まったソンムの戦いで ワーを軍事的に利用するためポーランド独立王国の建設を支持したが、これはロシアとの早期講和の要求と矛盾 は兵員と物資について敵国の圧倒的な優位が明らかになったこと、そして東部では、彼はポーランドのマンパ は急速に低下し始めた。その原因は、ヴェルダンの戦闘で勝利をおさめることができなかったこと、無制限潜水

28

によって加えられた。これによってドイツ側はパニック状態に陥ったため、外交的動きを見通すことができず不 けるドイツとオーストリアの最高司令官にヒンデンブルクが任命されたことは、ファルケンハインの終わりを意 ファルケンハイン解任の最後の一撃は、一九一六年八月二七日に協商国側にルーマ ニアが参戦したこと

の軍事的指導能力の欠如に求められるということになったのである。 (4)

ファルケンハインにたいする評価は、

一九一六年夏の戦況の悪化とともにいよいよ決定的となった。

東部にお

プゴートにすることによって事態を収拾せざるを得なくなったのである。そして一九一六年八月二八日に、(5) 十分な準備しかしていなかったファルケンハインの責任が問われ、 非難が集中した。そこで皇帝は、彼をスケー ヒン

デンブルクは参謀総長に就任し、ルーデンドルフがその副官に任命された。

2 者は今や確かにドイツに勝利をもたらすことができる軍事指導者を持ったと考えた。グレーナーの七月一七日の 日記には次のようにある。「当時いたるところで、なんらかの形で軍部独裁を求める声が囁かれた。それは、 ヒンデンブルクもルーデンドルフもなにか特別に人気のある約束をしたわけではなかったが、軍隊と併合主義 ヒンデンブルクとルーデンドルフ わが

た。そのための権力が国民自身によって彼に差し出された。このような個人的動機と並んで、 ことを可能にした。すべての権力を自分のところで統一したいと欲するのは、ルーデンドルフの気性に合ってい 全経済を最も厳し

る軍部の管理の要請は、

国の軍部、とりわけ参謀本部が危機に「対処する」という確固とした素朴な信仰であった。

新しい軍部による管理を、なかんずくルーデンドルフによる内的調整を広く受け入れる

国家と経済にたいす

29

ナリティが、ヒンデンブルクを支えるのに最適な役割を果たした。 治的活動を好む傾向が強かったため、その仕事について必ずしも好評であったわけではない。 ある。」ヒンデンブルクについてはその政治嫌いが彼への信頼を一層高めたが、ルーデンドルフの方はむしろ政 い統一的な管理のもとにおくことが、前線での緊急な要求のようにわが国の国内状況によっても要請されたので しかし彼のパーソ

最高司令部へのヒンデンブルクとルーデンドルフの登用は、ドイツの戦争の未来を軍事的急進主義者の手に委

代わりに彼らは、部下のバウアー大佐(Colonel Max Bauer) によって作成されたといわれるヒンデンブルク・プロ グラム(Hindenburg-Progamm)に従って一定の期間内に、武器と弾薬の供給を大幅に増加させようと努めた。 最初の三ヶ月の間に彼らはそれまでの陸軍省の古い武器とマンパワー政策を放棄し、

策とマンパワー政策を押し進めるために、グレーナーを長とする軍事庁を設立することによって政府からその社 れによって、 会的経済的機能の多くを奪いとろうとした ヘレーナーとルーデンドルフの関係については後述するが、ここではグレーナーとは異なった立場からルーデ 陸軍省と参謀本部の間の密接な協力関係は終わりを告げた。そして参謀本部は、 強力な軍需生産政

の上層部の交代のもとでルーデンドルフの任命を最も喜んだ一人であった。彼は一九〇八年から一九一二年まで ンドルフを支えた人物としてバウアー大佐について説明しておかなければならない。バウアーは以上のような軍

参謀本部の作戦課でルーデンドルフのもとで働いていた。そして彼らは、

「工業男爵(Industriebaron)」に近かった。しかし他方で、ルーデンドルフとバウアーとの間に重要な相違があっ(8)

古い友だちを多く共有していた。両者とも中産階級の出身であったが、その心情において権威主義的な

一緒に陸軍省に反対して戦った同志で

30

ることができたのはバウアーであった。今やルーデンドルフのもとでバウアーの重火器部門は、 はプログラムを求めたが、バウアーは自分でプログラムを作成した。そしてルーデンドルフに理念と方向を与え と知り合いになったが、バウアーは工業家たちについて慎重に調べ、そして教育しようとした。ルーデンドルフ た。ルーデンドルフは一九一三年にデュッセルドルフの連隊司令官として仕事をしている間、 多くの工業家たち 武器と弾薬のあ

らゆる問題について非常に大きな役割が与えられた。しかしそれ以上に、バウアーに「ルーデンドルフの命令に

となったのである。 よって」といらスタンプが与えたという事実ははるかに大きな意義を持った。実際これがバウアーの大きな権力

2 1 Gerald D. Feldman, Army, Industry and Labor in Germany 1914-1918, Princeton, 1966, p. 139 [S. 124-5]

Ibid., p. 138 [S. 124]

- 3 Vgl. Theobald von Bethmann-Hollweg, Betrachtungen zum Weltkriege, Teil 2 (Während des Krieges), Berlin
- 5 4 Max Bauer, Der Große Krieg in Feld und Heimat-Erinnerungen und Betrachtungen, Tübingen 1922, S. 104-6. Erich von Falkenhayn, Die Oberste Heeresleitung 1914-1916 in ihren wichtigsten Entschließungen, Berlin 1920 S. 232-4

31

Wilhelm Groener, Lebenserinnerungen-Jugend, Generalstab, Weltkrieg, herausgegeben von Friedrich Frhr. Hiller von Gaetringen, mit einem Vorwort von Peter Rassow, Neudruck der Ausgabe 1957, Osnabrück 1972,

Deutsche Geschichtsquellen des 19. und 20. Jahrhunderts, herausgegeben von der historischen Kommission bei

 $\widehat{6}$ 

- 7 der bayerischen Akademie der Wissenschaften, Band 41, S. 316
- 8 グレーナーによれば「ルーデンドルフによって努力された方策の核心は、戦時生産法である。私はこの計画はルー G. D. Feldman, op. cit., p. 150 [S. 134] デンドルフから出たのではなくて、次第に影響力を獲得してきたバウアー大佐の手になるものであると確信してい
- 9 ヒンデンブルクとルーデンドルフにたいするバウアーの評価については、vgl. M. Bauer, op. cit., S. 107ff. バウ

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

五

ーがいかにルーデンドルフの方を高く評価していたかがわかる。

(c) ヒンデンブルク・プログラムの性格

を示した。重火器について両軍の間で均衡に達するまでには、ドイツは非常な努力が必要であった。イギリス軍 九一六年七月に開始されたソンムの戦闘は、 連合軍に比してドイツ軍の武器と弾薬が著しく劣勢であること

しい軍事指導者を迎えて直ちにこの問題に着手した。ヒンデンブルクは、参謀総長に着任した二日後の八月三一

はドイツ軍よりもはるかに早く、今回の戦争を経済と技術の戦争として認識していたのである。ドイツ側も、新

日に陸軍大臣ヴィルトに手紙を書いた。その中で、ヒンデンブルクはマンパワーと物資についてイギリス軍がい

かに軍事的に優位であるかという問題提起から出発して、一九一七年春までに迫撃砲と弾薬の倍増、大砲の三倍

32

機関銃と飛行機を要求した。さらに九月一三日には宰相に書状を送り、生活と戦争に必要でないあらゆる工人のである。

場を短期間のうちに撤収し、そこから労働者を軍需産業へ移転し、ここでの飛躍的な生産を可能にする一八七三 年の「戦時生産法」 の拡張を要求した。そしてこれが、ヒンデンブルク・プログラムの軍需生産増強計画となっ

た。これは軍需産業の生産能力を高めるために、すべての国民的諸力の動員を可能にしようというルーデンドル(4) を含むすべての市民はこのプログラムに従って軍事化され、そして軍隊に奉仕しなければならない。 フとバウアーの構想を示しており、ヒンデンブルク・プログラムの性格を言い当てている。それによれば、 ドイツ国民の戦争遂行の決意を敵側に明示するような非常に高いエネルギーの提示を欲した。とりわけ ルーデンド

彼は、このような力の緊張からドイツ民族の国民的な高揚を期待した。それはまた、緊急な必要事でもあった。

の可能性について考えるのを妨げた。 の認識が欠けていた。 論を喚起するような作用を持つための基本的な前提が欠けていた。指導的な人たちのところでさえ、十分な真実 けだし戦争の長期化は、 ーナーの見るところ、「国家指導者と軍部の指導部がヒンデンブルク・プログラムを呼びかけた言葉には、 ンデンブルク・プログラムは、開戦時の陸軍省のプログラムと比べると、まったく異なった性格を有してい 九一四年の時は、 ルーデンドルフは現下の状況の厳しさを意識していたが、彼の過剰な自信が現状での講和 陸軍省は参謀本部のバウアー大佐と重工業のリーダーたちが要望していた大規模な弾薬 国民の多くの集団の中に懸念すべき影響をもたらしつつあったからである。しかしグ 相も変わらず古いスタイルの「勝利の講和」が生きていたのである。(5)

て、むしろ生産目標を決定するのに採用された新しい原則にあった。すなわち、ヒンデンブルク・プログラムは ンブルク・プログラムは、 生産プログラムを拒否することができたが、一九一六年の時には陸軍省の政策はもはや通用しなかった。 ムとして提出されたが、しかし実は、 陸軍省によって描かれた不十分なプログラムにたいする根本的訂正を求めるプログラ 両者の相違にとって重要なことは単に火器の単純な生産量の問題ではなく ヒンデ

33

ワーの貯蔵に努め、 債が支出をカバーできなくなったとしても、最高司令部は一切の財政的考慮を無視し、そしてその実現可能性に ついて十分検討しないままプログラムを実行しなければならないと決意したのである。 施設の建設を要求した。 現存施設の有効利用を強調したのにたいし、ヒンデンブルク・プログラムは異常な量の新し 軍隊と国内のマンパワーの間に必要とされるバランスを維持しようとする陸軍省の努 陸軍省が原料とマ ・ンパ

さるべき大幅な生産増加を要求したところにその特徴があった。戦時遂行の主たる財政的基礎を形成した戦時公 達成可能なプログラムを提示したのではなくて、むしろ一定の明確な時期までにいかにコストがかかっても達成

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

五

ての根拠のない期待に基づいて作成された「賭け」の政策であった。 年五月というプログラムの実現のデットラインを純粋な軍事的計算のみから割り出し、民族の財力と資源につい 少者と婦人の労働まで駆り出した総動員体制が要求された。要するにヒンデンブルク・プログラムは、一九一七 力は放棄された。つまり、工業で働いている沢山の数の熟練労働者の兵役免除を準備することによって国内外の マンパワー間のバランスを保とうという配慮は一切放棄され、その上、熟練労働者の不足をカバーするために青

Brief von Hindenburg an den Kriegsminister vom 31. 8. 1916, in: Erich Ludendorf (hrsg. v.), Urkunden der Obersten Heeresleitung über ihre Tätigkeit 1916/18, Berlin 1920, S. 63-5

1

2 Brief von Hindenburg an den Reichskanzler vom 13. 9. 1916, in: ibid, S. 65-7.

34

- 3 Gesetz über die Kriegsleistungen vom 13. 6. 1873, in: Reichsgesetzblatt, Teil I (1871-1945), Mikrofische-Edition, München, 1984 S. 129-137
- 4 Otto Goebel, Deutsche Rohstoffwirtschaft im Weltkrieg, einschließlich Hindenburg-Programms, Stuttgart 1930 und die Notwendigkeit des Eingreifens des Obersten Kriegsherrn, in: Wilhelm Deist (bearbeitet von), Militär Notwendigkeit eines Kriegsleistungsgesetzes, in: ibid., S. 482-5 Bauer für ein Schreiben des Chefs des Generalstabes des Feldheeres an den Reichskanzler über die und Innenpolitik im Weltkrieg 1914-1918, Erster Teil, Düsseldorf 1970, S. 421-424. Entwurf des Oberstleutnants S. 82ff. Entwurf des Oberstleutnants Bauer für eine Eingabe an den Kaiser über die Situation in der Heimat
- 5 W. Groener, op. cit., S. 341

(d) 陸軍省と重

と鉄鋼の輸出を禁止したため、ドイツの鉄と鉄鋼にたいする需要が急速に増加し、ドイツの重工業家はこの状態 争はその最高点に達した。 定の利益を上げていたが、一九一六年に入るとイギリスが自国の武器生産プログラムを作成し、 ンデンブルク・プログラムに先行する数ヶ月で、重工業家と陸軍省との間で繰り広げられた二年にわたる闘 開戦当初、 重工業家たちはドイツの鉄鋼をスイス経由でフランスとイタリアに輸出 中立国 、の鉄 l

から多くの利益を上げた。

輸出から得られる余分な利潤が、

重工業家のポケットに流れ込んだため、

彼らは

35

は七月にトーマス鉄鋼の生産増加と大変儲けの大きい鉄鋼の輸出中止を重工業家に要求した。 ン(Alfons Horten)を責任者として特殊なセクションを設立した。ホルテンは鉄と鋼鉄の作業について多くの経験(宀) 状況が大変悪くなったので、一九一六年六月に KRA(戦時原料庁)は鉄の分配のコントロールに着手し、 給は後回しとなった。その結果は、 のための生産を好んだ。そして当然のことながら、このような重工業家たちの輸出政策のため軍隊への鉄鋼の供 コスト計算にも熟達した知識を有する政府のエキスパートであった。 国内市場の混乱、 戦時契約の大幅な遅延、 そしてホルテンの指示により軍隊 鉄鋼の国内価格の急騰であった。 重工業家たちはそ ホルテ

た。この覚え書は、 ラムが重工業家の立場に近いバウアー大佐の手になるものであったことを思い起こせば、新しいプログラムは重 そこで彼らは、 早速ヒンデンブルクとルーデンドルフに渡されたが、前述のようにヒンデンブルク・プログ この悪い状況からの脱出を大量の武器生産プログラムに求めて八月二三日に覚え書を作成し

次大戦中のドイツの国家社会政策

至

の見返りとして無謀な価格引き上げを望んだが、それがかえって世論の反撥を招くという厳しい状況におかれ

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

五

デュースベルク (Carl Duisberg)、クルップ・フォン・ボーレン (Gustav Krupp von Bohlen)、ハルバッハ (Halbach) 九月に入り、ヒンデンブルクとルーデンドルフは、バウアーとともに彼の友人である著名な重工業家たち

と親しく知り合いになる機会を与えてくださったことは、私にとって大変嬉しく且つ気持ちのよいものでした。 びあなたに会えたばかりでなく、人気のある英雄ヒンデンブルクと、この戦争のモルトケであるルーデンドルフ ―と会談を持ったが、その翌日デュースベルクは、感謝の気持ちを伝える手紙をバウアーに送っている。「再

一九一六年九月九日は私の生涯において記念すべき日であり、忘れることのできない日です。」 かくして、生産政策とマンパワー政策についての陸軍省と重工業家たちの間の二年間にわたる戦いは、新しい

OHL のもとでわずか二週間で後者に有利な方向で決着した。ヒンデンブルク・プログラムは、利潤にたいする

36

アーは陸軍省に反対する世論を動員するよう努めた。国民自由党の有力なメンバーとの会合で、ルーデンドルフ

は、ファルケンハインとは異って陸軍省に相談することさえしなかった。それどころか、ルーデンドルフとバウ

工業家の欲望と、権力にたいするバウアーの熱望によって実現したといえる。ヒンデンブルクとルーデンドルフ

かけてほしいと訴えたといわれる。陸軍大臣ヴィルトはこれらの攻撃に腹を立てたが、しかし彼は陸軍省の怠慢 の挨拶であった。ここで彼は工業家にたいし、新しいプログラムの線にそってすでに工業のために兵役免除され は議員たちに武器弾薬の不足について不満を述べ、陸軍省にたいしその義務を果たすようエネルギッシュに働き ク・プログラムの支持を表明したのは、一九一六年九月一六日に開かれた秘密会議(各界から三九名が出席) という非難から身を守るため、ヒンデンブルク・プログラムを支持することを決意した。ヴィルトがヒンデンブル

さらに彼は、AZ(S) の社会政策を弁護し、食糧不足と最近のストライキが労働者との宥和政策を「社会的義務であ 同時に、工業家たちは軍務に従事しない労働者をもっと活用するため努力してほしいという要望をつけ加えた。 た熟練労働者は徴兵されることはない、そして軍はこれらの熟練労働者を当てにしないことを約束した。しかし

ると同時に国民的義務」にしたと述べた。最後にヴィルトは、WUMBA(Waffen- und Munitionsbeschaffungsamt,

武器弾薬調達局)の構想について語り、陸軍省と重工業家の間の協力関係の復活を要請した。

そして九月三〇日に WUMBA が設立され、この組織に工業家の助言者会議が所属することが決まった時、工

業家たちは満足の意を表明し、兵役免除労働者の問題がすべて WUMBA のもとで取り扱われることを要求した

ントであるが、われわれはこの問題に入る前にまずこの時期の政府と労働組合の動きを把握しておきたい。 のであった。ヒンデンブルク・プログラムにおけるマンパワー問題は、その後の労働問題の核心を形成するポイのであった。ヒンデンブルク・プログラムにおけるマンパワー問題は、その後の労働問題の核心を形成するポイ

- (1) O. Goebel, op. cit., S. 36
- (\approx) G. D. Feldman, op. cit., p. 158 [S. 141]
- (α) Zitiert bei: ibid., p. 160 [S. 142]
- 4 Auszüge aus dem Protokoll der Besprechung mit Industriellen im Preußischen Kriegsministerium über die Durchführung des sog. "Hindenburg-Program", vom 16. 9. 1916, in: W. Deist, op. cit., S. 486-491
- (15) G. D. Feldman, op. cit., pp. 163-4 [S. 144-5]
- (6) Ibid., p. 164 [S. 145]

- 37 —

- (e) 政府と労働組
- ① 結社法の改正をめぐって

ル ヴークに送った一九一四年一〇月二七日の覚え書のなかに示されてる。「戦争は労働者を単に民族の側にば 大戦中における政府の労働組合政策の基本は、開戦当時の帝国内務省長官デルブリックが宰相ベートマン 11 カ<sup>ュ</sup>

き受けるように努めなければならない。」。このような視点から国内改革の必要が認識された。しかしながら実際 者にとどまるのだ。 働者は、 祖国の敵で革命的な社会民主党の後についていく気にはなれないだろう。しかし彼らは、ともかく労働 国家の側に獲得するおそらく最後の機会を提供している。勝利の冠をかぶった将兵として帰還する労 国は労働運動を国家の敵として取り扱わないように、そしてその担い手である労働組合を引

ところで、この時期に政府と労働組合の間で問題になっていたテーマは、 政府は労働組合の協力を繋ぎ止めておく方策を提示し、その誠実さを証明しなければならなくなった。 労働組合が要求していた一九〇八年

政府は戦争の終了まで改革を引き延ばそうと努めたが、しかし戦争の長期化がそうした政府の思惑を不可能にし

戦時中といえども権威主義的国家のなかで改革を実行することは戦前と同じくらい困難であった。

当初、

38

の帝国結社法 (Vereinsgesetz vom 19. April 1908) の改正であった。この法律のもとでは労働組合は裁判所の解釈に

方はこのような政府の中途半端なやり方に強く反撥したため、その後一九一五年一二月に宰相ベートマンは労働 よっては法律の改正をほのめかすことによってこの問題の解決を引き延ばそうと努めた。ところが、労働組合の も禁じられていた。これにたいし政府は戦時中には労働組合を非政治団体として取り扱うことを約束し、 よって政治団体と見なされたため、一八歳未満の青年は労働組合に加入することも、 組合の会合に出席すること

としては見なされないことを明記した法律が成立した。戦時の仕事に従事していた多数の若者を獲得するのに非 常に不安を感じていた労働組合のリーダーは、これを重要な勝利として見なしたが、反対にドイツの若者が労働 道に乗せて進むことはほとんど不可能であろう。」そしてその半年後の一九一六年六月に、労働組合は政治団体(ヨ)

労働者の権利を保障するための突破口を切り開こうとした。こうした自由労働組合の運動にたいし、公共労働省 が、これにたいし自由労働組合は、ストライキ権を有する新しいドイツ鉄道労働組合を組織することによって、 よってストライキを禁じていないような鉄道組合には所属しないという誓約書を提出しなければならなかった 組合の影響下におかれることを恐れた工業家と保守主義者にとってはこれは敗北であった。(5) 変深刻になった。もし国内政治においてなんらかの成功を収め、修正主義者を救済しなければ、彼らを以前の軌 ほしいという自由労働組合の要求であった。従来の法律のもとでは、労働者が雇用される場合、彼らは文書に 結社法の改正をめぐるもう一つの問題点は、鉄道労働者に無制限な団結権を保証する規定を含むよう改正して

相ベートマンが譲歩の姿勢を示したプロイセン三級選挙法の改正問題が浮上してきた状況のもとでは、ブライテ

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

至

な役割をもつ鉄道の経営に「外部のグループ」を参加させることを拒んだのであった。とりわけ同じ時期に、宰 の圧力のもとでなされた譲歩が平和時に復讐されることを恐れていたため、ドイツの経済と防衛にきわめて重要 の大臣ブライテンバッハ(Paul von Breitenbach)は労働者が組合に参加するのを認めることを拒否した。彼は戦争

ンバ ッハの態度が一層用心深くならざるを得なくなったのは致し方なかったのである。(6)

2

べ

ルリン・ストライキと労働組合

た。もともと一九一六年までは、ストライキはほとんど見られなかった。発生したとしても、巻き込まれた労働(?) 組合の数も極端に少なかったし、その原因もほとんど常に賃金と食糧供給にたいする不満からであった。 戦争の長期化のもとで内政上の最大の難関の一つは、一九一六年六月にベルリンで発生したストライキであっ しか

う一つの重要な急進派の中心であった。これにたいして自由労働組合系のドイツ 金属労働組合のリーダ ミュラー (Obleute)のグループによって組織された。その指導者は、ベルリンの大工場の労働者に大きな影響を持っていた リープクネヒトを監獄へ送るという布告にたいして行われた政治的抗議ストライキであり、 たく異なった性質のものであった。それは、戦争に反対するメイ・デーの威示行動を指導したかどでカー し一九一六年六月に発生した五五、○○○人のベルリンの労働者の 三日間の ストライキは、これまでとはまっ (Richard Müller)であった。同じ抗議のストライキが、ブラウンシュヴァイクでも発生した。この地はも 急進的なオプロ ーたち イテ

40

イキに反対する労働組合の宣言は、 し終わらせるという目的で開催される労働者の会合を利用しようと努めた。ストライキの過程で出されたストラ 雇い主の承認と政府の支持が必要であった。彼らは労働組合のメンバーを増加させるために、 戦時下におけるストライキが労働者の愛国心や国家への忠誠心に反すること ストライキを防止

ミュラーのような「大衆ストライキの煽動者」を攻撃する一方で、ストライキそのものについては沈黙を

むしろ彼らは、この機会を利用して自分たちの力を増大させることを欲した。そのために労働組合は、

守った。

なるからである。 をストライキ参加者に訴えると同時に、すべての鉱山夫たちに組合に参加するようにというアピールも含んでい 多くの労働者が組合に参加するようになれば、組合は真の強さで労働者の声を代表することができるように 組合のリーダーたちは、 ストライキを終わらせるよう呼びかける一方で、労働者のためにより

心をくすぐる一方で、ストライキの幽霊で脅かすことによって政府と雇い主から最大限の譲歩を引き出し、 多くの食糧と高い賃金を要求したばかりでなく、雇い主が組合と交渉するように要求した。 彼らは労働者の愛国

員数と威信を増すのに利用しようとしたのである。(8) (Vietinghoff)のような頑固な保守主義者で農業の利益を代表する者から、 労働組合にたいする軍部の対応は必ずしも統一されたものではなく、現地の軍団副司令官ヴィーティングホフ 陸軍省のなかで社会改良協会寄りの立

を援助することにあると確信していた人たちであった。この人たちこそ「祖国補助勤務法」 いてストライキをできるだけ早くそして平和裡に終息させるために、その最上の方法は労働組合を通して労働者 以降の国内情勢の展開を規定した力は、むしろ後者の軍部内の社会政策派の考えであった。彼らは労働組合を用 von Gayl) まで様々であった。全体として見れば前者の保守主義的傾向の意見が強かったが、しかし一九一六年夏 の立案・実施の責任

擁護したプロイセン内務大臣レーベル(Friedrich Wilhelm von Loebell)や軍団副司令官のガイル(Egon Freiherr 場をとる副陸軍大臣ヴァンデル(Franz Gustav von Wandel)やケート(Joseph Koeth)、食糧問題で消費者の立場を

41

1 Zitiert bei: Werner Richter, Gewerkschaften, Monopolkapital und Staat im ersten Weltkrieg und ₽. der

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

至

を負うグレーナーを支え、労働組合とのパイプの役割を果たすことになった。

- 第一次大戦中のドイツの国家社会政策
- Novemberrevolution 1914-1919, Berlin 1959, S. 50

2

- Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz-Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen staatlichen Sozial-politik in Deutschland 1890-1914, herausgegeben von Peter Rassow und Karl Erich Born, 武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』法政大学出版局一九七三年、三一三—三二五ページ。Vgl. Akten zur Entwicklung des Deutschen Reiches 1890-1914, Wiesbaden 1957, S. 216-224. カール・エーリヒ・ボルン著、鎌田
- Wiesbaden 1959, S. 273ff

Sitzung des Königlichen Staatsministeriums (Berlin, den 11. Dezember 1915), in: Dokumente und Materialien

1958, S. 258 zur Geschichte der Deutschen Arbeiterbewegung, Reihe II: 1914-1945, Band 1: Juli 1914-Oktober 1917, Berlin

Gesetz zur Änderung des Vereinsgesetzes vom 19. April 1908, vom 1. Juli 1916, in: Reichsgesetzblatt, op. cit.,

42

<u>4</u>

3

- 5 帝国議会における改正法の討議は、Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages,
- Legislaturperiode. II. Session, Band 307, vom der 35. Sitzung am 22. März 1916 bis zur 60. Sitzung am 6. Juni 1916, Reprint 1986, S. 1473-1505.
- 7 Deutschland im Ersten Weltkrieg, 2. Band (Januar 1915 bis Oktober 1917), Berlin 1968, S. 441 ff.

6

G. D. Feldman, op. cit., p. 123 [S. 113]

8 Fritz Opel, Der deutsche Metallarbeiterverband während des ersten Weltkrieges und der Revolution, Hannover und Frankfurt am Main 1962, S. 56

## (2) 軍事庁の

(a)

軍事庁の設立

宛のヒンデンブルクの手紙(九月一三日)には、マンパワー問題の取り扱いに関する具体的な提案が含まれてい するきっかけを与えた。OHL は前線から幾千もの熟練労働者を国内の軍需工場に送り返さねばならないが、 ら脱出する方法として、非軍需工場に雇用されている不熟練労働者を訓練することが必要であった。 方で兵役免除労働者を軍隊に連れ戻さなけれねばならない場合もあると考えた。いずれにせよ、このジレンマか 九一六年七月のソンムの戦闘は、ドイツの軍部指導者に国内のマンパワー資源の最大限合理的な利用を要請 他

生の動員を要請した。「すべてのドイツ人は、 働者の活用は、 軍役に従事する義務のある年齢を四五歳から五○歳に引き上げることが要求された。なぜならば、年齢の高い労 の根拠は、 長期戦がもたらした前戦の将兵と同じ苦労を銃後の女性や学生も負うべきだという論法に求められた 銃後でより若い労働者を代替するのに役立つからである。 祖国への奉仕のためにのみ生きるべきである。」こうした動員要請 また、この手紙は一層厳しく女性と学

それによると、学校と工場は一六歳以上の少年について軍事訓練の時間を設けなければならない。さらに、

た。

題と「私の協力を必要とする」問題、つまり「共同の相談」を必要とする問題との間には区別がなされねばならな いことを指摘した短い手紙を OHL に送った。帝国内務省長官ヘルフェリヒ(Karl Helfferich, 1872-1924)もまた ある問題について政府に指示を与えようとするものであったからである。 かしこのヒンデンブルクの手紙はベートマンを大変驚ろかした。なぜなら、それは完全に軍隊の権限の外に 九月一七日に、 彼は純粋な軍事的 な問

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

五

のである

う努力しており、ドイツの銃後の体制づくりに貢献してきた。ところが、OHL の強引なやり方はこの健全な調整 OHL に批判的であった。彼によれば、政府はすでに軍需上重要でない工場との契約を破棄し、また原料の分配を コントロールすることによって戦時体制の発展に貢献してきた。同時にドイツ工業も戦時経済体制に合わせるよ

Tortilowicz von Batocki-Friebe)とグレーナーであった。バトッキは食糧分配の問題で統制の必要を痛感していた 丁度同じ頃、OHL の将校たちの間で新しい動きが見られた。この動きの中心になった人物は、バ ト ッ

ルフェリヒにとって呪いであったのである。(2)

雇用を求める婦人の供給が需要を上回っているという理由で拒否した。経済生活への強制の原理の適用は

ドイツ経済の全構造を混乱に陥れる以外のなにものでもなかった。婦人労働の強制的

な雇用について

を妨げ、

密接に関係しているので、労働局と KEA の機能を併せ持つ新しい組織の提案を行った。 の設立を提案していた。そこでバトッキは、九月二〇日にグレーナーに手紙を送り、労働問題と食糧問題は大変 他方でグレーナーは、軍のリーダーシップの確立のために「最高戦時経済司令部 (Oberste Kriegswirtschaftsleitung) ] 今回のマンパワー問題について軍の干渉のもとでさらに大きな統制を行う必要があることを確信していた。 両者の密接な関係を確

44

彼らにとっても労働問題と食糧問題は最大の難問であったからである。その後バトッキによって提案された組織 新しい構想を OHL 戦時経済を取り扱う別の機関を包含するよう次第に拡張された。それは戦時経済に関係する一切の問題を陸戦時経済を取り扱う別の機関を包含するよう次第に拡張された。それは戦時経済に関係する一切の問題を陸 のなかで宣伝した。バウアーとルーデンドルフがこれにとびついたことは言うまでもない。 利を有するというものであった。バトッキの提案は直ちにグレーナーによって受け入れられ、

グレーナーがこの

立するために、この新しい組織は陸軍省から独立することになるが、しかし現地の軍団副司令官に命令を出す権

は

適であると考えていることをもらした。グレーナーは経済問題にかなりの知識を持っており、またベルリンにい 持った。これらの話し合いを通してルーデンドルフは、自分とバウアーは新しい組織の頂点にはグレーナーが最 る彼の部下とその技術的優秀さは広く知られていた。さらにグレーナーは、 . ウアーとともに働いた経験があった。彼らは陸軍省の官僚主義にたいする嫌悪感を分かち持った。 確かにグ ○月七~一○日の間に、ルーデンドルフとグレーナーは新たに構想された組織について多くの話し合いを 戦前の参謀本部でルーデンドルフや

済にたいする対応は不十分であることを指摘した。KRA, AZ(S), WUMBA がそれぞれ「命令を出すのに必要な独 フのそれとは対照的であったが、しかしグレーナーの実力は誰も否定することはできなかったのである 立性と権力」を持たない限り、それらの組織はそれに割り当てられた課題を達成することはできない。グレー グレーナーは一○月一○日にベートマンに手紙を送った。その中でグレーナーは、これまでの OHL の戦時経(5)

45

レーナーは南ドイツのシュヴァーベン人特有な社交的で陽気な性格であり、ユーモアもなく厳格なルーデンドル

態に対応しなければならない、と結んだ。さらにこの手紙には、OHL による新しい組織の提案が付されていた。 を力説した。そしてゆっくり議論している時間はもはや残されていないから、皇帝の宣言によって緊急にこの事 したならば、 ナーは工業の生産能力を確保し、労働者に適切に食糧を与えることを保障するような仕方で組織することに失敗 戦争に負けるというヒンデンブルクの警告を引き合いに出しながら、急速な対応が必要であること

原料、 軍事庁の事実上の下部組織としてその監督下におかれる。また軍事庁は、すべての経済問題に 労働、食糧をコントロールするための軍事庁 (Kriegsamt) の構想であった。 WUMBA

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

五

の下で行われる、 ついてその命令に従うよう各軍団副司令官に命ずる権限を有する。最後に、軍事庁の政策と行動は OHL というものであった の同意

することのできないまったく新しい組織の活動について、帝国議会でなんらかの答弁をしなければならない羽目 なぜならば、それは明らかに帝国機関の一つとなる軍事庁を介して OHL の権力の巨大化につながるからであ 副司令官に命令し監督する地位を獲得するので、それは各支邦の陸軍省の独立した機能への侵害をも意味した。 に関するすべての決定権と役割を奪うものであった。OHL は国内の経済問題に関しても軍事庁を通して各軍団 この提案は、実際のところ、かなり急進的な提案であったということができる。それは、陸軍省から戦時経済 陸軍省はいわば去勢されつつあったが、しかし他方で、陸軍大臣は自分自身でコントロ 1

働者たちを外的強制からではなく、 強制的動員には反対であった。彼の基本的見解は、ドイツの労働者のモラルを維持することが重要であって、労 に陥ることになることは明らかであった。 そこで陸軍大臣ヴィルトは、OHL にたいし皮肉たっぷりの手紙を出した。彼は OHL の要求するような市民の(6) 内的信念から戦争に協力させることが必要であるというものであった。

OHL の提案にたいしては、五○歳に軍役年齢を延長するという譲歩案を提示するにとどまった。宰相も、 講和申し出の反対者として宰相の敵を利する役割を果たすことが多かったからである。 た。けだし、ヴィルトは無制限潜水艦作戦の支持者であり、「ファルケンハインの子分」であり、そしてドイツの 務年齢を延長するというやり方での解決を好み、強制的な市民動員の考えには反対であった。ベートマンの見方 はヴィルトと一致していたが、それにもかかわらずベートマンにはヴィルトを排除したいという気持ちがあっ かくて宰相は、ヴィルト

を排除するという一点でルーデンドルフと一致した。ルーデンドルフの考えは、グレーナーが書いた次の表現に

宰相との間で新しい軍事庁の設置と陸軍省のトップの更迭について話し合いが行われ、ヴィルトの後任にシュタ 官僚主義的精神が以前のように支配することになろう。」おそらく一〇月一四日から二一日までの間に、OHL と よく示されている。「新しい陸軍大臣は新しいプログラムに誓わなければならない。さもなければ、陸軍省の古い

1 Vgl. G. D. Feldman, op. cit., p. 176 [S. 154] イン(General von Stein)が就任することで合意された。

- 3 (\alpha) Ibid., p. 175 [S. 153] 一九一六年八月のプロイセン陸軍省の組織のうち、その後に軍事庁に移行した部局やセクションの一覧表は、ibid., p. 179 [S. 155]
- 4 M. Bauer, op. cit., S. 120
- 5 W. Groener, op. cit., S. 342
- Brief von der Kriegsminister vom 14.10. 1916 an den Chef des Generalstab des Feldheeres, in: Richard Sichler Ausgangs, Berlin 1925, S. 109-118 und Joachim Tiburtius, Arbeiterfrage; eine Kernfrage des Weltkrieges—Ein Beitrag zur Erklärung des Kriegs-
- (~) W. Groener, op. cit., S. 554

グレーナーの軍事庁長官任命

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

五

(b)

る。そこで私は成果ある仕事を行い、そして強い立場を作った。しかしそのような強い立場は、野戦鉄道の責任 でに一〇月始めに感じていた。しかしこの考えに、彼は全く同意できなかった。「鉄道は、私の最愛の仕事であ 指導者にこそ強い立場が必要とされるのである。私は、もし専門家がこのような責任ある立場を引き受けるとし 者に与えられた全権に広範に依存していた。それは他の局では不可能なものである。ところが、新しい軍事庁の ルーデンドルフとバウアーがグレーナーを軍事庁の長官にしようという意図があったことは、グレーナー自身す 一〇月二六日に、ベートマンと OHL の間で軍事庁の組織と人事について最終的詰めが行われた。ところで(1)

法は私とは対立するものであった。 卒直に言って、 自分の目から見ても私はこのポストに適していない。」 グレー くれるようにルーデンドルフに頼んだ。しかしグレーナーは、ベートマンがプレスへ皇帝を訪問中の一○月二六 での官僚の幾人かとの緊張した関係にあった。彼は、自分の代わりにロヒョウ(General von Lochow)を指名して ナーは、軍事庁の長官として指名されるのは気が進まなかった。原因は KEA での彼の不幸な経験と、ベルリン

のさいにしばしば強く自分を出すために、不快な印象を与えるからである。要するに、ベルリンの官僚主義的方

48

もっとよいと考える。加えて、当局での私の評判も最上というわけではなかった。なぜならば、私は討議

日に中将に昇進したという正式の通知を受け取った。

ルフに感謝する。ルーデンドルフは、これによって、私に新しいポストに必要な外的重みを与えようと欲したの 軍大臣に任命された。当時の気持ちをグレーナーは、次のように日記に綴った。「私は中将への昇進をルーデンド 新聞に新しい軍事庁の設置を発表した。翌一一月一日に、グレーナーは軍事庁長官 (Chef des Kreigsamtes) と副陸 一〇月三〇日に、シュタイン(General von Stein)の陸軍大臣への任命が告知された。同日、ルーデンドルフは

か っ(3 た。」 暖かい友情で結ばれていた。彼らの幾人かは、私とともに新しい職場についてきてくれた。その中には誠実な トを得ようと努めたのではない、という独得な意識があった。さらに、将校は与えられた命令に服さねばならな き受けるという内的正当性を与えてくれたように思われる。そしてこれに加えて、個人的功名心からこのポス 重さに非常に影響された。しかしルーデンドルフとヒンデンブルクの信頼が、私に馴染みのない強力な課題を引 任に就いた。」「私は、私に委ねられた仕事を軽い気持ちで引き受けたわけでなく、私に重くのしかかった責任の デーヴィッツ (Krebs von Dewitz) がいた。——オルダースハウゼン中佐 (Oberstleutnant v. Oldershausen) が私の後 であった。この日とその翌日に、私は私の古い職場と私のスタッフに別れを告げた。そこでは、その一人一人と

1 一九一七年一月のプロイセン軍事庁の組織とリーダー(G. D. Feldman, op. cit., p. 189 [S.

技術スタッフのチーフ:クルト・ゾルゲ博士(Dr. Kurt Sorge)軍事スタッフのチーフ:フォン・クレッチュマン少佐(Major von Kretschmann)

軍事庁長官:グレーナー中将(General Groener)

スタッフ

グループP1 フォン・デーヴィツ-クレープス大尉(Hauptmann von Dewitz-Krebs)連邦参議院、 帝国議会、 邦

グループP2 マートン騎兵大尉(Rittmeister d. R. Merton)工業問題と労働問題に関連した特殊な仕事、 係、女性の労働中央組織 議会関連の事項 新聞関

グループP3 フォン・ヒュルゼン少尉 (Leutnant Graf von Hülsen) 手紙、 電話、

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

五

## 第一次大戦中のドイツの国家社会政策

グループM1 フォン・ツァビーンスキ大尉(Hauptmann von Zabiensky)行政問題と人事問題

フォン・ルートヴィガー少佐(Major von Ludwiger)組織と軍事庁事務所と関連 事務所との連絡 フォン・ヘーリンゲン大尉(Hauptmann von Heeringen)戦時食糧庁との連絡将校

(出荷と輸送の)統計と緊急度リスト

ザルトリウス大尉(Hauptmann Sartorius)補助勤務法、帝国議会一五人委員会との連絡

ユスト大尉(Hauptmann Just)軍事庁の部局や課との連絡

グル | プル | プ M L 5 シュヴェリーン中尉(Oberleutnant Schwerin)農業

クルト・ゾルゲ博士(Dr. Kurt Sorge)工業と工業の種々なブランチとの連絡、工場の閉鎖と合併

技術スタッフ

グループWK マックス・ゼーリング教授 (Prof. Max Sering) 二〇〇人の専門家から成り審議機能を有する学術会 議の議長

予備役と労働部局 (E. D) チーフ:マルクアート大佐(Oberst Marquard)

予備役課(AZ(S)a):フォン・ブラウン大佐(Oberst von Braun) 経済関係顧問:リヒャルト・ジヒラー(Richard Sichler)

戦時労働局(AZ(S)b):フロディーン大佐(Oberst Frodien)

武器弾薬調達部(WUMBA)チーフ:クーペッテ少将(Generalmajor Coupette) 技術関係顧問:ヴィヒャルト・メーレンドルフ(Wichard von Moellendorff)

2

3 戦時原料課(KRA)チーフ:ケート少佐(Major Koeth)

4 衣料調達部(BBA)チーフ:ツィーグラー中尉(Oberstleutnant Ziegler)

輸入と輸出課(A8)チーフ:ギースラー中尉(Oberleutnant Giessler)

食糧課(B6) チーフ:ヴィルケ大佐(Oberst Wilcke) 5

2

W. Groener, op. cit., S. 342.

(c) 祖国補助勤務法案の作成

の作成を依頼していた。グレーナーは早速その「たたき台」を書き上げ、二八日にルーデンドルフに手渡した。グ 兵役に召集されない間は祖国補助勤務に従事する義務がある。そして戦時中は陸軍大臣の命令下に組み込まれ ーナーが作り上げた案は次のようなものであった。「満一五歳から満五九歳までのすべての若者と成人男子は、 ーデンドルフは、すでに一〇月二六日に、新しい軍事庁の長官になる予定のグレーナーに祖国補助勤務法案

ける労働が当てはまる。陸軍大臣の命令権は、満一五歳で兵役に従事する年少の若者の再教育にも拡張される。」

及び戦争遂行の目的のために直接的にも間接的にも重要であるその他のすべての経営にお

ここでいう補助勤務には、官庁とその施設における勤務のほかに、特に看病、軍需工場、

農業、あらゆる種

51

類の戦時経済の組織、

これにもとづいて、一〇月三〇日に六項目からなる「祖国補助勤務法案」が作成され、一一月一日にグレー

ナーが署名をした

1 らゆる種類の戦時経済組織、 義務がある。 満一六歳から満六○歳までのすべてのドイツ人男性は、兵役に召集されない間は祖国補助勤務に従事する 祖国補助勤務には、官庁とその施設における勤務のほか、とりわけ軍需工場、 及び戦争遂行と国民の物資補給に直接または間接的に重要なその他のすべての 農業、 看病、あ

経営における労働が当てはまる。

2 一次大戦中のドイツの国家社会政策 及び農業の雇い主には、 至 軍当局の命令により、そこに雇用された従業員の名簿を作成する義

## 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 쥪

3 軍団副司令官のところに同様なやり方で作られる委員会と、最終的には陸軍省内に設置される軍事庁が決定 自治体の高級官吏一名、及び雇い主と被用者各一名からなる委員会によって召喚される。苦情については、 補助勤務に従事する義務のある者が就労をすすんで認めない場合は、議長である将校一名、国または地方

家族関係を考慮して補助勤務の仕事に適した人を選出する。その際、委員会は経営から労働者を引き寄せる 委員会は、第二項で定められた補助勤務に従事する義務のある人物のなかから、年齢、これまでの活動、

権利を有する

祖国補助勤務の労働にたいし適切な条件が定められ、適切な代償が保証される。細部の規定は、軍事庁が

52

し立てることができる 理由なく召喚に応じない者は罰せられる。一定のケースについて、戦時補助金と失業補助金の損失分を申

これを定める

この短い法案は、一方ではバウアーらの強硬派の意見を骨子としながらも、他方で女子労働の強制を回避して 定する。軍事庁は、その他の場合もこの法律の施行に必要な命令を発令しなければならない。」(2) 補助勤務から生じた争いは、軍当局がこれを決定する。詳細は――抗告手続きについても―― 軍事庁が決

いる点で、ベートマンの意見にも配慮して書かれたものであった。ルーデンドルフはこの法案を了承し、ベート ンもこれに賛意を表した。しかし法案が帝国議会に提出されるべきか、あるいは、一九一四年八月四日の連邦

参議院への権能賦与法にもとづいて連邦参議院の承認だけで公示されるべきかについてはいかなる決定もなされ 得ることができるということが帝国議会で明確になるならば、帝国議会はそのような法律への同意を奪い取りは 認してもらい、それによって新しい軍事庁の活動に必要な権力基盤を保証することが肝要であると考えた。しか なかった。グレーナーは政党間の争いを伴う帝国議会の討議を避けるために、連邦参議院でこの計画の実施を承 しないだろう。」 て明確ではなくなるだろう。私は次のような確信を持った。もしわれわれがそのような法律の援助でのみ勝利を で担わねばならない帝国議会の恊働のもとでのみ可能である。さもなければ、全問題の範囲と意義は国民にとっ を見い出さなければならない。これは、私の見方では、私の提案の土壌のうえでのみそして無条件に責任を共同 しヒンデンブルクは、帝国議会による立法化を望んでいた。「……われわれは、状況の重大さに際して明確な解決

をめぐるそれであった。ここでベートマンと OHL との蜜月期は終わった。 う内容の依頼をした。法案の成立のテンポに関するベートマンと OHL との間の不一致は、基本的には外交政策 電報を打ち、ベートマンに法律の緊急性を認識させ、一日も早くこれを成立させるべく力を尽くしてほしいとい が帝国議会に提出される以前に、戦争を終わらせたいと考えていた。これにたいしヒンデンブルクの方は皇帝に ベートマンの唯一の主たる関心事ではなかった。彼は講和の申し出を準備していた。そして彼は、補助勤務法案 ートマンも、 この法案が帝国議会に上程されることに賛成であった。しかし補助勤務法案だけがこの時期の

1872-1924)とともに、一一月七日に政党指導者と話し合いを持った。ヘルフェリヒも、 グレーナーは祖国補助勤務法案の帝国議会討論に不安を感じたので、内務長官のヘルフェリヒ (Karl Helfferich 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 至 強制は最後の手段である

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

至

象を与えるよう努力するということでまとまったのであった。翌日の一一月八日には、ヘルフェリヒとグレー(6) 党 1870-1944)と会談する機会を持った。この時、労働組合の指導者たちは補助勤務法案に少なくとも基本的な反対 努めること、そしてこのようなやり方で公開の討論を避け、外部にはすべてがスムースに進行しているという印 こと、法案が素早く満場一致で決まれば敵にたいし圧力になるという意見であった。しかし社会民主党、 の態度を示さなかった。むしろこの法律のもとで労働者の基本的権利が制限されることを認めながらも、 ナーは自由労働組合総務委員会のリーダーであるレギーン(Carl Legien, 1861-1920)とバウアー(Gustav Bauer 法案の論争部分は予算委員会で解決するよう努めること、帝国議会の本会議ではただ法案を通過させるよう 進歩党のリーダーたちは法案の詳細について注意深く審議する必要があると主張した。話し合いの結果とし その代

されることを主張した。 けられ、そして調停局が国中に設置されることを欲した。これが実現すれば、雇い主たちはそれらの制度を通じ 委員会が国中に設置されるべきことと、移住させられた労働者たちが二重の世帯を維持しなければならないとし て労働者と交渉せざるを得なくなる。また彼らは、戦時委員会と調停局の被用者代表は組合の指示に従って指名 彼らに付加的な報酬が与えられるべきことを要求した。さらに彼らは、労働者委員会があらゆる工場に設 彼らは一人以上の被用者の代表と経営代表がそこに座り、 決定についてある役割を演ず

わり彼らはそうした運動の自由の制限にたいし補償を要求するという立場を明らかにした。そして彼らは、

54

には帝国議会の議論を通してこの法案が成立するのはいかにも容易でなく前途多難に思われた。後にグレーナー グレーナーとヘルフェリヒは、このような労働組合側からの要求にたいしいかなるコメントも避けたが、

レギーンは組合の活動を守るために、この法案を利用しようと考えたのであった。

ち 且つ全員一致で通したいと思うならば、私の見方では、このような文言をあらかじめ法案の中に入れておかなけ 社会的保証が法律の中に入れられることを欲した。それは、軍事庁の長官があらゆる事柄について拘束力を持 議論の余地のない調停の話合いを行う権限を持つというようにである。もしこの法案を帝国議会で素早く、

予断のない交渉をすすめてくれたお蔭で、[組合指導者との]話し合いの時も一定の相互の信頼関係が作り出 糧庁におけるのと同様に、私は軍事庁においても労働組合員の参加に賛成した。このような人物として、 上げるのに少なからず貢献した。私の方は、彼らを裏表のないオープンな男たちであるとみなした。 れたのである。奇妙に聞こえるかも知れないが、将軍としての私の地位が労働組合のところでこのような名声を 的な会話の後に、 ればならない。そらすれば、交渉の際に確たる立場を主張にすることができる。私は労働組合の指導者との個人 (Alexander Schlicke)が補充・労働部門(Ersatz- und Arbeitsdepartement)に参加してくれた。彼は労働問題 彼らが私について全面的な信頼を持ったと確信した。 別のサイドの人々が私を信頼して公平で 戦時食 シュ

55

きる限り譲歩しないことを欲した。彼は一一月八日の組合リーダーとの会合では慎重にも沈黙を守った。 i これにたいしヘルフェリヒの方は、 いかなるコメントもしないけれども妥協の可能性を見出し、 労働組合に一つを与えれば彼らはもっと多くを要求するという考えで、で 労働組合のリーダーの一人が軍事庁に 他方グ

に大変精通しており、好ましく控え目で非常に熟達した人間であった。」

参加できるようにすることを約束し、 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 彼自身、彼らに気に入られるように努めた。グレーナーの見方では、 쥞

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

五

考える機会を与えた。そして彼は、一九一四年の精神が単なる「覚え書」以上のものでないことも知った。 は、なんの返答ももらわなかった。陸軍大臣シュタインのところでも同様に手応えはなかった」。グレーナーは法 れが労働組合と友好的関係を維持したいと考えるグレーナーの立場を根拠づける唯一の理由ではなかった。グ てすべての政治的態度は、いかにしてわが国を勝利に導くかという問題に切り替えられねばならない。」だが、こ 者との非常に密接な協力でのみ解決できる。国内の政治的性質の保留案件は脇におかれなければならない。そし 案を連邦参議院に提出したとき、自らの態度をはっきり述べた。「課題は異常に困難である。それは工業家と労働 前に「ヘルフェリヒにもら一度、法律をこのような不完全な形で帝国議会に提出しないよう頼んだ。しかし私 民の一致を証明しなければならない法律は、政治的取引には馴染まない。そこで彼は、議会への上程を決定する レーナーは、もはや青年時代の「熱狂的な将兵」ではなかった。KEA での彼の仕事は、銃後の問題についてよく

由を与えるために、できる限り労働組合の要求に応えようとしたのであった。 ロールするとしたら君主制は救われるかも知れないと考えた。それ故、彼は労働組合に国家の護持を支持する理

ることを拒否しなかった。グレーナーはその心の奥底で、もしドイツが敗北しても、労働組合が労働者をコント しだからと言って、彼が勝利の希望を放棄したということはできないが、他方で彼は敗北の可能性について考え

しか

56

ところが、一一月一〇日にプロイセン邦内閣に上程された四条からなる補助勤務法案は、 ヘルフェリヒの立場を反映したものであった。なぜならばこの新しい法案は、簡潔さを望む OHL の希望を グレーナー ではな

とすることによって、軍事庁の権力にチェックを与えたいというヘルフェリヒの願望どおりに作られていたから 満たしながら、軍事庁が法律の実施にあたって必要な法令を発する場合には、かならず連邦参議院の承認を必要

である。

第一条 満一六歳から満六○歳までのあらゆるドイツ人男性は、 助勤務に従事する義務がある。 軍役に召集されない間は、 戦時中は祖国の補

第二条 祖国の補助勤務とは、官庁とその施設での勤務のほか、とくに軍需工場、農業、看病、 あらゆる戦時

経済組織その他の軍事指導や物資補給に直接及び間接的に重要な企業における労働である。

第三条 連邦参議院は第一条と第二条の遂行に必要な施行規定を発令する。その場合、 反者に罰金を科し投獄することができる。 連邦参議院は法律の違

第四条 法律はその発布の日に効力を発する。連邦参議院が発効日を定める。(ユ)

- ルフェリヒはこの法案に加えて、法律の実施にあたってのガイドラインも作成した。これは法案の一部では

57

なかったが、一般的承認を得るため帝国議会に提出するよう準備されたものであった。それは、次の三つのタイ

プの委員会の設置について規定していた。 (ユン)

る。 成は、議長に就任する将校のほか、二名の政府高官(うち一名は工場監督官)と、労働代表と経営者代表各一名であ にとって重要であるかどうかを決定し、工場が過度の数の労働者を雇用しているか否かを決定する。 ち一名は議長)、 確定委員会(Feststellungsausschüsse)は、軍団副司令官の軍管区に設置される。この委員会は、工場が戦争目的 委員会の決定にたいする不平は、軍事庁に設置される中央機関に上申される。この中央機関は、将校二名(う 内務省によって任命される官吏と、当該経営が所在する支邦によって任命される官吏二名から構 委員会の構

一次大戦中のドイツの国家社会政策 (五)

る。 成される。将校は軍団副司令官によって任命される。 徴用委員会(Einberufungsausschusse)は、 補助勤務に従事していない人々と、現在過剰に雇用されている人々を取り扱う。 議長である将校、 他の委員は、 高級官吏一名、雇主代表と労働者代表各一 権限のある上級行政当局によって任命され 補助勤務 名から構

官のところで徴用委員会が決定し、そして最終的に軍事庁が裁定する。 従事するために徴用された人々が二週間以内に就労できない場合は、委員会は彼らに仕事を割り当てる。 務に従事する義務がある人たちの就労に際しては、彼らの年齢、家族状況、以前の職業と収入が考慮される。 軍隊の徴兵のための予備役委員会が存在する地区にすべて設置される。苦情については軍団副 補助勤

校 て調査した後、 るトラブルを解決するという課題を持つ。 証明書の発行を拒否したならば、 は証明書のない転職者を一四日以内に雇うことは許されない。もしある被用者が転職を希望し、そして雇い主 調整委員会(Schlichtungsausschüsse)は、被用者に「転出証明書」を与えるのを雇い主が拒否したことから生ず 雇い主、 被用者から構成されるが、労働者と経営者との間の同権の原理の上に組織されるかどうかは規定さ 当該被用者に雇い主の証明書に代わる証明書を発行することができる。 その時には彼は調整委員会に訴える権利を持つ。 いかなる雇い主も、軍需関係の経営に雇用されていた転職者か、 委員会はそのケースに なお、 調整委員会は将 つい

58

なる情報でも軍事庁に提供するよう要求している。 最後に、ガイドラインは雇い主に雇用した労働者数、 労働条件、 そして被用者側が要求する賃金に関するいか れていない。

このガイドラインは、 補助勤務法の実施機関とその役割を示すと同時に、 労働組合側からの要求を巧みにかわ

そうとしたヘルフェリヒの意図がうかがえる。

ためではないと反論した。(4) 効果を発揮する。」ベートマンはこの電報に大変腹を立て、活発な交渉のために時間が必要なのであって熟考のの果を発揮する。」 カ月が流れ去った。軍事庁の設立は、補助勤務法案がその活動に本質的に合法的な基礎を与える場合のみ十分な の継続にたいして責任をとることを拒否しなければならない。……私の最初の提案以来、主に慎重さのために数 ある。軍事物質の納入は増加する代わりに減少する恐れがある。私はもし祖国が必要な支援をしないなら、 ンブルクからベートマン宛の電報には次のように記されてあった。「労働問題の解決は、日々に緊急になりつつ ところで、OHL は法案の早期成立のためベートマンに圧力をかけ続けた。一一月一五日に発信されたヒンデ

やがて連邦参議院は一一月一六日に法案の審議を開始し、一一月二一日に終了した。

- (1) W. Groener, op. cit., S. 344
- 2 Entwurf eines Gesetzes über den vaterländischen Hilfsdienst, in: W. Deist, op. cit., S. 506-8
- 3 Gesetz über die Ermächtigung des Bundesrats zu wirtschaftlichen Maßnahmen und über die Verlängerung der Fristen des Wecksel- und Checkrechts im Fall kriegericher Ereignisse vom 4. 8. 1914, in: Reichsgesetzblatt
- 4 Telegramm von Hindenburg an Generalmajor Groener, Chef des neugebildeten Kriegsamts von 30. 10.

Teil I (1871-1945), Mikrofische-Edition, München, S. 327

5 Telegramm des Kaisers an den Reichskanzler über die Dringlichkeit des Hilfsdienstgesetzes, in: W. Deist, op

第一次大戦中のドイツの国家社会政策

至

in: E. Ludendorf, op. cit., S. 81-2

- 第一次大戦中のドイツの国家社会政策 五
- $\widehat{6}$ G. D. Feldman, op. cit., p. 208 [S. 176-7]

cit., S. 509-510

- 7 Ibid., p. 208 [S. 177]
- 8 W. Groener, op. cit., S. 346.

9

Ibid., S. 347.

10 Zitiert bei: G.D. Feldman, op. cit., p. 209 [S. 177]

Deist, op. cit., S. 515-6.

- 11 Entwurf eines Gesetzes über den vaterländischen Hilfsdienst und Richtlinien für dessen Ausführung, in: W.
- 12 Ibid., S.516-9. なおガイドラインには委員会の名称は記されていなかったが、後にこのような呼称が現実に使用され
- betr. die Berufung der Mitglieder der Einberufungs-und Schlichtungsausschüsse des Hilfsdienstgesetzes, in: たので、 ここでは便宜上、 呼称つきでまとめた。 Vgl. Verfügung des Kriegsamts an die stellv. Generalkommandos

60

13 Telegramm von Hindenburg an den Reichskanzler vom 15. 11. 1916, in: E. Ludendorf, op. cit., S. 85.

Ibid., p. 215 [S. 181-2]

ibid., S. 548-550.

[付記]

本論文は、平成七年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。